

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立榛生昇陽高等学校の項中「福祉」を「こども・福祉」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の福祉科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、平成三十四年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	奈良県立榛生昇陽高等学校における学科の設置及び廃止のため、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 学科の設置及び廃止 奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の福祉科を廃止し、こども・福祉科を設置する。 (別表第一関係)</p> <p>2 施行期日等 (1) 平成32年4月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案

別表第一（第二条関係）

略	略	奈良県立榛生 昇陽高等学校	学 校 名
			課 程 名
		全日制	
		祉 普通、こども・福	

現 行

別表第一（第二条関係）

略	略	奈良県立榛生 昇陽高等学校	学 校 名
			課 程 名
		全日制	
		祉 普通、福祉	

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

学校教育課

1 改正理由

県立榛生昇陽高等学校全日制課程の「福祉科」を廃止し、福祉分野（介護、保育、児童福祉）の総合学科である「こども・福祉科」を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

高 校 名	改 正 案	現 行
榛生昇陽	普通科、こども・福祉科	普通科、福祉科

<参考> 県立榛生昇陽高等学校における設置学科の状況

	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)
1年	普通、福祉	普通、こども・福祉	普通、こども・福祉	在籍なし（※）	在籍なし（※）
2年	普通、福祉	普通、福祉	普通、こども・福祉	普通、こども・福祉	在籍なし（※）
3年	普通、福祉	普通、福祉	普通、福祉	普通、こども・福祉	普通、こども・福祉

（※）県立宇陀高等学校の設置に伴い、2021年度から次年度の募集を停止する。

3 新学科の概要

県立榛生昇陽高等学校の福祉科は、県内の高校で唯一介護福祉士の受験資格を得られることを特徴としているが、県立高等学校適正化実施計画実施に伴い2022（平成34）年4月から県立宇陀高等学校となるのに先立ち、福祉科で行われている介護福祉分野に加え、普通科・人間探究コースで行われている保育及び児童福祉分野において、総合学科の理念を取り入れた「こども・福祉科」を設置するもの。

新設する「こども・福祉科」においては、総合学科の特徴である生徒の個性に応じて多様な選択ができる教育課程を編成し、職業等について学ぶ1年次の原則履修科目である「産業社会と人間」を通じて、2年次以降の学びを選択できるようにする。

なお、これに伴い、福祉科及び普通科・人間探究コースは廃止する。

4 施行期日

2020（平成32）年4月1日

なお、経過措置として、福祉科は2022（平成34）年3月31日まで存続するものとする。

以 上